

～10月からの障害福祉に関するお知らせ～

岡谷市障害者地域生活支援事業

障害者自立支援法が4月にスタートしていますが、10月からは「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の2つの柱で、障害のある人たちへの総合的な支援が行われます。岡谷市が10月から実施する「地域生活支援事業」の概要をお知らせします。

なお、「障害福祉サービス」および「地域生活支援事業」についての詳細は、ホームページでごらんいただくほか、社会福祉課までお問い合わせください。

☆相談支援事業

市窓口での相談のほか、「諏訪圏域障害者総合支援センター ぱすてる（諏訪市総合福祉センター内）」、「諏訪地域障害者自立支援センター オアシス」でも障害福祉サービスの利用についての相談支援や必要な情報の提供、助言等を行います。

☆コミュニケーション支援事業

聴覚障害のある方が社会参加等をする際に、手話通訳者や要約筆記者を希望に応じて派遣します。また岡谷市社会福祉協議会（おかや総合福祉センター 諏訪湖ハイツ）に常勤の手話通訳者を設置します。

☆日常生活用具給付等事業

重度の障害のある方等に入浴補助用具や聴覚障害者用通信装置などの日常生活の便宜を図る用具等を給付します。
10月からはストマ用装具などもこの事業の中に含まれます。

☆移動支援事業

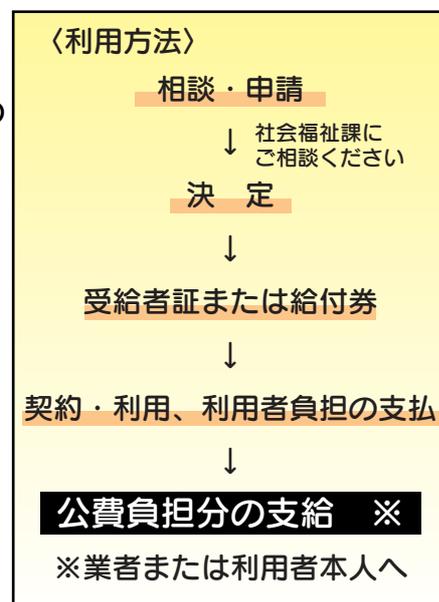
障害のある方の社会参加等の際の外出介護を提供します。

☆地域活動支援センター事業

障害のある方が日中通所して、創作的活動や生産活動を行い、社会との交流を図り地域生活活動を支援します。当面、福祉作業所、身障デイサービスの運営を行います。

☆その他事業

- 訪問入浴サービス事業
訪問入浴車により障害のある方の居宅を訪問し、入浴介助を行います。
- 社会参加促進事業等
福祉機器リサイクル、点字・声の広報等の発行、手話・要約筆記・点字等の奉仕員の養成、芸術文化講座、生活訓練講座、スポーツ・レクリエーション教室開催などの事業を行います。
- 自動車運転免許取得、自動車改造費助成事業
身体障害がある方が自動車運転免許の取得や自動車を改造して、車を運転しての社会参加や就労をめざすときにその費用を助成します。



利用者負担

1. 相談支援事業	利用者負担なし
2. コミュニケーション支援事業	利用者負担なし
3. 日常生活用具給付等事業	1割負担（月額上限あり） （市民税非課税世帯は負担なし）
4. 移動支援事業	1割負担（月額上限あり） （市民税非課税世帯は負担なし）
5. 地域活動支援センター事業	利用者負担なし
岡谷市福祉作業所	利用者負担なし
身体障害者デイサービス和楽	1割負担 （市民税非課税世帯は負担なし）別途食費等 実費負担あり
6. その他事業	
訪問入浴サービス事業	1割負担 （市民税非課税世帯は負担なし）

《精神保健福祉手帳の見直しが行われます》

- 10月1日からの新規申請分から写真が必要です。既交付分は、更新時期に順次写真が貼付されます。写真貼付により利用できるサービスの拡大が検討されています。
写真のサイズ：タテ4cm×ヨコ3cm脱帽して上半身を写した1年以内のもの
- 特別障害給付金の受給を証する書類の添付でも手帳の申請ができるようになります。

《重度心身障害者見舞金および

特定疾患療養者見舞金の廃止》

障害者自立支援法など福祉制度が大きく変わるなか、重度心身障害者と特定疾患療養者に対する見舞金は廃止して、低所得のサービス利用者の負担軽減や福祉タクシー等のサービスの充実を図ることとしました。
ご理解とご協力をお願いします。

《障害福祉サービスの利用

申請はお早めに》

10月からは障害福祉サービスを利用するためには原則として障害程度区分の認定が必要です。
認定には訪問調査や医師の意見書、諏訪広域の障害程度区分認定審査会での審査が必要ですので、ご利用を希望される方はお早めにご相談ください。

《補装具の支給が変わります》

10月からは1割が自己負担になります。ただし、負担が重くなりすぎないように月額上限が設けられています。

問合せ 社会福祉課 障害福祉（内線1255～1257）（FAX）22-8492